

米国司法省、反トラスト法違反に問われた外国企業幹部の身柄引渡しに動き出す

奈良房永

マーク・ヘレラー

ジェイク・ソレンセン

ジェイリー・アリ

2014 年 4 月 4 日、米国司法省反トラスト局は、反トラスト法違反に基づく米国への外国人の身柄引渡しに初めて成功したことを発表しました。イタリア人であるロマノ・ピスコッティは、マリンホースの販売における国際的な価格カルテルに関与した疑いがあるとして 2010 年に起訴されました。これは多数の関連企業および関係者がすでに有罪を認めているケースです。ピスコッティ氏はドイツに出張中に、米国当局から起訴されていることを根拠に身柄を拘束され、ついに米国に身柄が引き渡されました。本件は、身柄引渡しを求める米国当局の要求が強くなっていること、および外国の企業幹部が自国外に渡航した場合に、米国に身柄が引き渡されるリスクが特に高まっていることを示しています。

I. 背景

米国司法省反トラスト局（以下「米国司法省」または「反トラスト局」）は、外国企業に対する国際カルテルの取締りを着実に強化してきました。1993 年と 1994 年、米国司法省は、企業および個人に対するリニエンシー制度を発表しました。これらの制度は、反トラスト法違反行為を最初に報告した者に刑事免責を与え、一旦調査が開始されても自己の関与を報告した者の刑罰を減免するものです¹。リニエンシー制度は、カルテル行為を行った外国企業および会社役員に対する執行の強化に寄与してきており、訴追された外国の企業幹部の人数、およびこれらの人々に課せられる実刑の刑期はいずれも増加しています²。

¹ 米国司法省反トラスト局副司法次官補 Scott D. Hammond の OECD 競争委員会（2005 年 10 月 18 日）における発言である *Cracking Cartels with Leniency Programs* を参照。（<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/212269.htm>）。米国司法省の *Corporate Leniency Policy*（1993 年 8 月 10 日）（<http://www.justice.gov/atr/public/guidelines/0091.htm>）および *Leniency Policy for Individuals*（1994 年 8 月 10 日）（<http://www.justice.gov/atr/public/guidelines/0092.htm>）も参照。

² American Antitrust Institute における John M. Connor による *Problems with Prison in International Cartel Cases*（2011 年 6 月 20 日）の 27 頁参照（<http://ssrn.com/abstract=2166414>）。

カルテル行為に関与した外国企業の幹部が自主的に米国に渡航し、自らの有罪を認め、自己に科された禁錮刑に服することもしばしばあります。これらは、たいていの場合、事前交渉を経た司法取引に従い行われます。また、最近台湾のAUオプトロニクス社の役員数名の刑事裁判にあつたように、訴追された役員個人が訴因に異議を述べ、自己の無実を主張するためにトライアルに臨む場合もあります³。しかしながら、起訴されている役員個人が自国に留まることとし、刑事訴追を避けて渡米することを拒絶した場合には、通常の場合事件は事実上終結することになります。

ある国から米国に個人の身柄を引き渡すことは政治的なプロセスです。たいていの場合、(1)米国とその国との間に犯罪人引渡条約があること、(2)その国もまたその個人に嫌疑がかけられている行為を犯罪としていること(双罰主義)、および、(3)その国が自ら進んでその個人の身柄を引き渡す意思を有している、という要件を満たす必要があります。とりわけ、自国の国民を引き渡すことを禁止、少なくとも引き渡し要求を認めていない国もあります⁴。

2010年、米国司法省は、カルテル事件の被告である外国人を司法妨害の罪で引き渡すことに成功しました。反トラスト局は、モルガン・クルーシブル社の前CEOである、英国人イアン・ノリスがカーボン製品の国際的な価格カルテルの共謀に参加したと主張していました。英国では当時反トラスト法違反行為が犯罪とされていなかったことから、米国は反トラスト法違反の嫌疑でノリスの引渡しを求めることができませんでした。そこで、ノリスは、書類を破棄・隠蔽しようとしたという反トラスト法違反調査に関する司法妨害の罪に問われ、そのトライアルを行うため米国に引き渡されました。最終的には、ノリスは、有罪判決を受け、18ヶ月の実刑および25,000ドルの罰金を科されました⁵。

³ 3回のトライアルを経て、AU オプトニクス社員のうち3名は、有罪判決を受け実刑が科されることになり、別の3名の役員は無罪となりました。米国司法省反トラスト局副司法次官補 Renata B. Hesse の *Global Competition Review* 誌、*IP, Antitrust and Looking Back on the Last Four Years* (2013年2月8日)を参照 (<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/292573.pdf>)。また、Law360 紙、Melissa Lipman、*AUO Exec Acquitted in Price-Fixing Case* (2013年10月11日)も参照 (<http://www.law360.com/articles/479977/auo-exec-acquitted-in-price-fixing-case>)。

⁴ 米国議会調査局 (Congressional Research Service) の Michael J. Garcia および Charles Doyle による *Extradition To and From the United States: Overview of the Law and Recent Treaties* (2010年3月17日)の13~14頁 (<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/98-958.pdf>)、James A. Wilson, *Extradition: The New Sword or the Mouse That Roared*, *The Antitrust Source* の3頁 (2011年4月) (反トラスト法違反行為に対し刑事罰を科す国の数は比較的少ないままであり、これらの国のほとんどが自国民の引渡しをしないであろうと述べています。) (http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publishing/antitrust_source/apr11-wilson_4-20f.authcheckdam.pdf)、Gregory C. Shaffer らによる *Criminalizing Cartels: A Global Trend?* (12 *Sedona Conference Journal* 313 (2011年6月)の5~6頁) (ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、ノルウェー、英国および米国だけがカルテル行為を刑事法による処罰の対象に意識的にしていると結論付けています。) (http://luc.edu/media/lucedu/law/centers/antitrust/pdfs/publications/workingpapers/shaffer_nesbitt_waller.pdf)

⁵ 米国司法省広報課による *Former CEO of Morgan Crucible Co. Found Guilty of Conspiracy to Obstruct Justice* (2010年7月27日)参照 (<http://www.justice.gov/opa/pr/2010/July/10-at-859.html>)

II. ロマノ・ピスコッティの身柄引渡し

イタリア人であるロマノ・ピスコッティの身柄引渡しは、マリンホース製造業者間の国際的なカルテルの共謀の嫌疑に対する長期に及ぶ調査の一部です⁶。2007年5月には、反トラスト局は、テキサス州で行われたビジネス会議に出席していた日本人を含む8人の外国人を逮捕し、入札を操作し、価格固定を行い、米国その他の国で販売されるマリンホースのマーケット・シェアの割当てを行うためのカルテルに参加したとして、刑事告発しました。米国司法省によれば、このカルテルは1999年から2007年までの間に世界中で販売されたマリンホースおよび関連製品の価格に多大な影響を及ぼしたとのことです。

ピスコッティは、イタリアに本社があるマリンホース製造業者、Parker ITR社の前役員です。2010年までに、Parker ITR社、その他マリンホース製造業者4社、および9人の各社役員がマリンホースのカルテルに参加していたと有罪を認めました⁷。ピスコッティは、Parker ITR社の司法取引からは除外(カーブ・アウト)され、2010年8月26日、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所に大陪審によって別個に起訴されました。起訴状では、ピスコッティは、マリンホースの価格カルテルに参加し、シャーマン法に違反したとされています。

2013年6月17日、ピスコッティは、ナイジェリアへの出張からイタリアに戻る途中でドイツのフランクフルトで乗継便に乗ろうとしていました。ドイツ当局がピスコッティが米国当局から起訴されていることに気づき、身柄引渡しの可能性があるとしてその身柄を拘束しました。ドイツと米国は犯罪人引渡条約を締結しており、入札の不正操作は両国で犯罪とされていることから、ピスコッティはついに米国に引き渡されることになりました。

ピスコッティは、2014年4月4日、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所に初めて出廷しました。そして数週間後には有罪を認める司法取引が成立し、2年間の実刑および5万ドルの罰金支払に合意しました。

III. 今後の影響

ピスコッティのケースは、米国司法省が米国反トラスト法違反で外国人を訴追することに注力していることを再確認する事例といえます。反トラスト局が、ピスコッティの身柄引渡しを前例としてあげ、外国企業とその従業員に有罪を認めて司法取引に応じ、米国政府に協力するよう圧力をかける可能性もあるでしょう。

しかしながら、ピスコッティの身柄引渡しによって、カルテル行為を行った外国人の引渡しが急激に増加することになる可能性は低いと考えられます。実際、特にカルテル行為を犯罪としていない国を含め、自国民を反トラスト法違反により米国で罪に服させるよう引き渡すことができない、またはこのような引渡しを自ら進んでするつもりがない国が多くあります。しかし、ピスコッティの身柄引渡しは、米国司法省がグローバルな規模で行われるカルテル行為に注視し続けていること、および米国で起訴されている会社役員は、自国以外の国に渡航する場合に、身柄引渡しリスクにさらされていることを示すものであるといえます。

⁶ マリンホースは、タンカーと石油貯蔵施設を結んで石油を移すために使う伸縮性のゴムホースです。

⁷ Parker ITR社のほか、日本のブリヂストン社、イタリアのManuli Spa社のフロリダ子会社、フランスのTrelleborg社、および英国のDunlop Marine and Oil Ltd.が有罪を認め、いずれの会社も罰金の支払に合意し、その役員の多数が刑務所に服役することに合意しました。

本稿の内容に関する連絡先**奈良房永**

New York
+1. 212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

Jacob R. Sorensen

San Francisco
+1.415.983.1893
jake.sorensen@pillsburylaw.com

William M. Sullivan, Jr.

Washington, DC
+1.202.663.8027
wsullivan@pillsburylaw.com

Mark R. Hellerer

New York
+1.212.858.1787
mark.hellerer@pillsburylaw.com

Jhalé Ali

San Francisco
+1.415.983.1014
jhale.ali@pillsburylaw.com

Marc H. Axelbaum

San Francisco
+1.415.983.1967
marc.axelbaum@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

古在 綾
Japan Practice Program Administrator
akozaizai@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2014 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.